

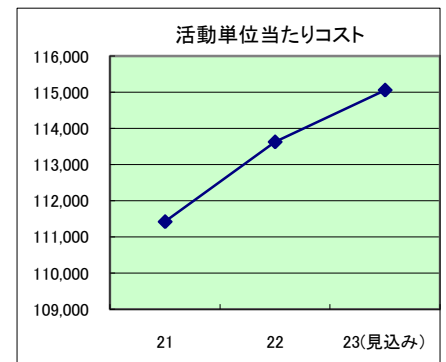
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

保保22

事務事業名		老人医療費助成(一部負担金相当額等一部助成)事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画		まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち	款	3	民生費
施策(節)		1	保健・医療	項	1	社会福祉費	
施策の方向		(5)	医療保険制度の充実	目	4	老人医療費	
関連する計画等					事業	1	老人医療
事業の目的		対象(誰を・何を)			作成部署	保健福祉部保険健康室保険年金課	
		一定の基準を満たした65歳以上の方			連絡先	072-958-1111 内線 1330	
		意図(どういう状態にしたいのか)					
		医療が必要な時に容易に受診できるよう援助することで、早期治療、早期回復を促進する。					
事業の内容		①老人医療費助成(経過措置) 対象者: 65歳以上69歳未満で昭和14年10月31日までに生まれた非課税世帯の方 内 容: 本人医療費自己負担額を1割に軽減。 ②一部負担金相当額等助成 対象者: 65歳以上で、重度障害、ひとり親家庭医療、公費医療(特定疾患・結核・精神)の患者 内 容: 入通院の医療費の健康保険の自己負担額から一部自己負担額(1医療機関につき、月に500円2回まで)を控除した額を助成。					
根拠法令等		・羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例 ・羽曳野市一部負担金相当額等一部助成要綱					
事業開始時期		☒ 昭和 47 年開始 ☐ 明確にはわからない 終了年度 平成 年度 ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている					
事業開始時からの状況変化		高齢化社会を迎え、介護保険制度や後期高齢者医療制度の開始など、積極的な政策展開が行われている。尚、老人医療費助成事業(経過措置)に関しては平成21年10月末をもって終了。					
市民や議会の要望							
実施手法		☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先		☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容			

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		165,760	168,472	176,441	
人件費【2】 (千円)		7,950	7,650	7,650	
職員数	正規職員	1.00 人	1.00 人	1.00 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.25 人	0.25 人	0.25 人	
	超過勤務(参考) (時間)	43.00 時間	21.00 時間	21.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		173,710	176,122	184,091	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)	82,865	87,107	73,064	
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	90,845	89,015	111,027	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 対象者数			1,559	1,550	1,600
② 助成件数			48,878	49,386	50,055
③					
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		111,424 円	113,627 円	115,057 円	
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		1,461 円	1,492 円	1,560 円	



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	医療証交付の割合	%	対象者にきっちりと医療証を交付できているか。	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 医療証交付者数÷対象者数×100			実績	100	100	100.0%	
	②	必要な助成件数の割合	%	必要な助成がきっちりと行われているか。	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 助成件数÷必要助成件数×100			実績	100	100	100.0%	

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	高齢者や重度障害者などを対象とした制度であり、高齢化社会に適した制度の充実を図る必要がある。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	大阪府内の他市と比べても現状が妥当であり、改正の必要はない。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☒	☐	☐	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	大阪府内の市町村で統一されている現在の医療証による現物給付は、効率よく実施され、制度についても府内の医療機関において定着している。また、医療証による現物給付の適用がない府外受診においての現金給付も特に問題なく取り扱っている。
		受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	65歳以上の高齢者が安心して暮らしていくためには必要不可欠である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	医療機関での医療証の提示、各種変更喪失による届出等、おおむね協力を得られている。
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☒	☐	☐	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☒	☐	☐	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	基準に基づき適正に助成を行っている。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☒	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☒	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	引き続き基準に基づき適正に助成を行うが、家庭の支出に占める医療費の割合は依然として高い。受給者の負担軽減を効果的に図れる事業として適正であると考えている。 今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など) 国・府の動向を見極めながら適宜、改善・取組みを行うものとする。 なお、平成23年度は、国の公費負担制度と福祉医療費助成制度の適用において、国の制度を優先して適用されるように、医療機関や対象者に対して啓発に努めていく。	
	総合評価	
行革本部評価	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善	
	☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
評価理由・意見		